

お知らせ

平成30年8月21日
九州電力株式会社川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を提出しました

— 「新たに設置する建屋等」に係る申請について記載の適正化を実施 —

当社は、川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請を3分割で行っており、このうち、2分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、これまでの国の審査内容を反映し、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

【主な補正内容】

- ・記載の適正化

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

- 特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

○川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

| 申請時期 | 設備等 | 申請日、補正日 |
|-------------|-----------------|---|
| 1分割目 | 原子炉補助建屋等に設置する設備 | (申請)H29.7.10 (認可)H30.8.10 |
| <u>2分割目</u> | 新たに設置する建屋等 | (申請)H29.8.8 (補正)H30.4.26 H30.5.28 H30.6.6 <u>H30.8.21(今回)</u> |
| 3分割目 | 新たに設置する設備等 | (申請)H30.3.9 |

以上